企画競争説明書

業務名称: ジブチ国海上保安能力向上計画準備調査

案件番号: 19a01220

【内容構成】

第1 企画競争の手続き

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

第3 特記仕様書案

第4 業務実施上の条件

2020年3月11日 独立行政法人国際協力機構 調達部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年3月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:ジブチ国海上保安能力向上計画準備調査
- (2) 業務内容:「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとお り
- (3) 適用される契約約款雛型:
 - (〇) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款 すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - ()業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款 国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定):2020年5月 ~ 2021年5月

4 窓口

T 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 津田 晴香】Tsuda.Haruka@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合) は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行し ていない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2)日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- 3) 財務状況の健全性 法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。
- 4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障(親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。)されている法人であると判断されること。また、主要な本業務の業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。

1)提出期限: 2020年3月23日(月)正午まで

2)提出場所: 上記「4.窓口」参照

3)提出方法: 郵送又は持参

注)郵送の場合は提出期限までに到着するものに限る。

4)提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格申請結果通知書(写)
- c) 財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)
- d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
- e)競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図 競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フラ ンチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業 務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約(名 称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含 む。)関係図とします。
- f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
- g) 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴
- h)情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)
- 5) 追加資料提出の指示:

競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る 資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合に は、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めることがあります。

提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争 参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。

6) 確認結果の通知:

競争参加資格要件の確認結果は、2020年3月30日(月)までに、メールにて通知します。

7) 業務従事者にかかる資格確認:

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記6)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記5)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めることがあります。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2020年3月18日 12時
- (2)提出先・場所:上記4. 窓口
 - 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3) 回答方法: 2020年3月23日までに当機構ホームページ上に行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限: 2020年4月3日 12時
- (2) 提出方法:郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2)郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3)提出先・場所:上記4. 窓口
- (4)提出書類:プロポーザル 正1部 写 4部 見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したと き

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1 部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たって は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費(航空賃)
- b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他(以下に記載の経費)
 - · 気象 · 海象調査
 - 深浅測量
 - 地盤調査
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) DJF 1 = 0.619180 円
 - b) US\$ 1 =110.035 円
 - c) EUR 1 =120.104円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任/船舶建造計画/運航・維持管理計画(2号)
 - 船体設計・艤装設計(3号)
 - 係留施設設計(3号)
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.

5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

	ı				
最低価格との差(%)	価格点				
3 %未満	2.25点				
3%以上 5%未満	2.00点				
5%以上 10%未満	1.75点				
10%以上 15%未満	1.50点				
15%以上 20%未満	1. 25点				
20%以上 30%未満	1.00点				
30%以上 40%未満	0.75点				
40%以上 50%未満	0.50点				
50%以上 100%未満	0.25点				
100%以上	0 点				

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封 し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、<u>2020年4月24日(金)</u>までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開すること とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力

- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*4、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたもの とみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、 社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

- (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- (〇)本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が 実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントと して、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金 協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とし ます。
 - 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している 社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合 は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除 されます。

13 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情 報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

3)競争参加資格確認申請書(別添:様式)

競争参加資格確認申請書

20 年月日

独立行政法人国際協力機構契約担当役 殿

《全省庁統一資格業者コード》 《コンサルタント等の名称》¹ 《代表者名》印

〇〇〇〇年〇月〇日付で公示のありました「 〇〇〇国《案件名》」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

【別添】

1. 全省庁統一資格申請結果通知書(写)

- 2. 財務諸表 (決算が確定した過去3会計年度分)
- 3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
- 4. 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
- 5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
- 6. 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴
- 7. 情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)

-

¹ 共同企業体を結成する場合においては、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:船舶の設計及び施工監理にかかる業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ·業務主任/船舶建造計画/運航·維持管理計画(2号)
- 船体設計・艤装設計(3号)
- 係留施設設計(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任/船舶建造計画/運航・維持管理計画)】

- a)類似業務経験の分野:船舶建造計画
- b)対象国又は同類似地域:ジブチ国及び全途上国
- c) 語学能力:英語または仏語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 船体設計・艤装設計】

a)類似業務経験の分野:船舶・艤装にかかる設計及び施工監理

b)対象国又は同類似地域:評価せず

c) 語学能力:評価せず

【業務従事者:担当分野 係留施設設計】

a) 類似業務経験の分野:係留施設にかかる設計及び施工監理

b)対象国又は同類似地域:ジブチ国及び全途上国

c) 語学能力: : 英語または仏語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6)通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当

該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙:プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	占			
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 (1)類似業務の経験	(10 6)			
	4				
	_				
2. 業務の実施方針等	(30)				
(1)業務実施の基本方針の的確性	9				
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	12				
(3)要員計画等の妥当性	4				
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5				
3.業務従事予定者の経験・能力	(60				
	(30)				
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者				
① 类双子灯老の奴除。然中。 类双子灯 / 似的冲头引	のみ	グループ			
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任/船舶建造計</u> <u>画/運航・維持管理計画</u>	(30)	(12)			
ア)類似業務の経験	12	5			
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1			
ウ)語学カ	5	2			
エ)業務主任者等としての経験	6	2			
オ)その他学位、資格等	4	2			
② 副業務主任者の経験・能力:	()	(12)			
ア)類似業務の経験		5			
イ)対象国又は同類似地域での業務経験		1			
ウ)語学力		2			
エ)業務主任者等としての経験		2			
オ)その他学位、資格等		2			
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(6)			
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-			
イ)業務管理体制	-	6			
(2) 業務従事者の経験・能力 : 船体設計・艤装設計	(15)			
ア)類似業務の経験	10				
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	-				
ウ)語学力	-				
エ)その他学位、資格等	5				
(3) 業務従事者の経験・能力 : <u>係留施設設計</u>	(15)			
ア)類似業務の経験	7				
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2				
ウ)語学力	3				
エ)その他学位、資格等	3				

第3 特記仕様書案

1. 事業の背景

ジブチ国は紛争国・地域と国境を接しており、特にアジア、アフリカ、欧州を結ぶ年間18,000隻(2018 年海賊対処レポート、2019年3月)もの船舶が通航する海上交通の要衝であることから、当国は国家開発計画Vision Djibouti 2035(以下「Vision 2035」という。)において、あらゆるリスクから国家を守るため、保安機関強化の必要性を謳っている。当国の海域では海賊被害をはじめ、密航・密漁・密輸等の違法行為や難民の海難事故等の問題が生じている。同海域を通過する船舶の1割は日本関係船舶であるが、当国に拠点を置く我が国自衛隊を始め、米軍や仏軍を含む海賊対処行動が抑止力となり同海域での海賊被害件数は2011年の237件をピークに2018年には3件のみと減少傾向にある。他方、紅海の入り口であるバブ・エル・マンデブ海峡を中心に密航が2015以降毎年約30~40件発生し、他にも海難事故、密輸、密漁、海洋汚染等が発生しており、同海峡を含む当国海域の哨戒は引き続き重要性が高い。

これらの課題に対処するため、ジブチ沿岸警備隊(Djibouti Coast Guard。以下「DCG」という。)は、2015年に無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」にて調達した20m級巡視艇2隻を活用して同海峡付近を重点海域として哨戒体制を強化している。他方、これら巡視艇や小型高速艇等のDCG保有船舶では、季節風が吹くハムシン季の約2か月間等の海象条件が厳しい期間における同海峡での安定的な哨戒が困難となり、また1航海当たりの連続航海時間が限定されているため、年間を通じた遠洋海域における安定性を備えた巡視艇の整備が喫緊の課題となっている。「海上保安能力向上計画」(以下「本事業」という。)は、DCG現有巡視艇よりも大型の巡視艇(30m級想定)を建造し浮桟橋を整備することで、上記海上保安上の課題に対応する沿岸警備隊の能力強化を図るものであり、Vision 2035の実現に不可欠な、優先度の高い事業として位置付けられる。また、我が国は、2013年から、技術協力プロジェクトも継続的に実施(「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」(2019年~2024年予定)を実施中)し、巡視艇の整備ととともにDCGの海上法執行能力や海事技術向上を図るなど、海上保安セクターに対する包括的な協力を継続して実施しており、本案件についても実施の妥当性は高いと考えられる。

本業務は、施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、「2.本事業の概要」に記載の事業概要を踏まえ、3.以降に記載のとおり、本事業の実施に必要な調査を行うものである。

2. 本事業の概要

(1)目標

本事業は、ジブチ沿岸警備隊に対し巡視艇の建造及び浮桟橋の整備を実施することにより、海上保安能力の向上を図り、もって当国の海域の治安維持に寄与するもの。

(2)概要

【機材】巡視艇(全長約30 メートル)2 隻、浮桟橋、スペアパーツ等

- (3)対象地域(巡視艇係留サイト) ジブチ国ジブチ市ジブチ港エスカル地区
- (4) 実施機関

ジブチ沿岸警備隊(Djibouti Coast Guard (DCG))

- (5) 本事業に関連する我が国及び他ドナーの主な援助活動
 - 1)無償資金協力
 - ・「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」(2014~2015年)
 - 「タジュラ湾海上輸送力増強計画」(2006~2008年)
 - ・「タジュラ湾海上輸送能力強化計画」(2019年~実施中)

上記の我が国の協力以外に、米国、サウジアラビアが、DCG に対し、連続航海時間が限定的な10m級の警備艇を供与している。

2) 技術協力

- 「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」(2013~2016年)
- 「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ2」(2016~2018年)
- ・「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」(2019年~実施中)

上記の我が国の協力以外に、米国、イタリア等が、DCGに対し、海上法執行能力強化にかかる短期の研修を実施している。

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び 内容を把握し、効果、人的・技術的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必 要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、 事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・ 維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 実施方針及び留意事項

(1)調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載することとする。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案することとする。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、下記の計2回の現地調査実施を想定する。なお、第一次現地調査において、必要に応じて同一の要員が複数回渡航することも可とする。また、現地調査に際しては、発注者から調査団員を各一週間程度参加させる。

- 1) 第一次現地調査:最適な事業内容を検討するために必要な、事業背景・経緯・ 内容の確認、実施体制、法令等の確認、船艇運航・維持管理状況、自然条件、 調達事情、免税情報調査を実施する。
- 2) 第二次現地調査: 最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3)計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時発注者と協議する。また、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席して発注者が開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

1)第一次現地調査派遣前

調査方針、調査計画、質問票等を協議、確認する。また、併せて既往調査をレビューする。

2) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第一次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基 に、基本的な計画・設計の方向性を協議・議論する。

3) 第二次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

4) 第二次現地調査帰国時

必要に応じて帰国報告会を開催し、ジブチ側と合意した内容に基づき、計画内容を報告する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

概略設計を行うにあたり、「第4業務実施上の条件」3.(3)に記載の資料「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」及び「タジュラ湾海上輸送能力強化計画準備調査」の調査結果や、自然条件等の類似した事業に関する設計資料を収集する等、既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等ついて確認し、本事業計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容(設計条件とアウトプット)と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

(5) 巡視艇の規模及び建造隻数

本事業で調達する巡視艇は、ジブチ側要請に基づき、30m級・2隻を想定しているが、本業務を通じてDCGの船艇整備・運航計画(他ドナー支援を含む)を勘案した上で、その必要性・妥当性を検討し、発注者との協議を経て、方針を決定することとする。

(6) 巡視艇搭載機器の選定

巡視艇に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、DCGの運航計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。機器の船艇に際しては、DCGの所有船艇の搭載機器との整合性に留意するとともに、DCGの技術レベルや維持管理の難易度、経済性等を十分考慮し、検討する。なお、機器の選定に当たっては、発注者と密に協議を行うものとする。

(7) 係留施設(浮桟橋)の検討

本事業にて調達を想定している30m級巡視艇2隻の係留施設(浮桟橋)は、ジブチ港内北側のDCGが使用権を有する岸壁に設置することを想定する(別紙2参照)。

本業務では、改めてDCGの意向を確認しつつ、上記方針を前提として、地盤調査、深浅測量等の自然条件調査を実施した上で、30m級巡視艇2隻が安全に係留可能な浮桟橋の構造、固定方式(アンカー、鋼管杭等)、仕様について、施工性、コスト、維持管理、耐用年数等の観点から比較検討する。また、入港経路についても留意した設計とし、浚渫の必要性についても確認する。

(8) 技術協力「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」との連携

現在、DCGの海上法執行にかかる現場対応能力向上を目的として、技術協力「沿岸 警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」(プロジェクト期間:2019年10月~2024 年10月(予定)を実施中である。

同プロジェクトのアウトプットは、以下3項目で構成されている。

【アウトプット1】法執行(停船・移乗、立入検査、制圧)にかかる訓練能力が向上する。

【アウトプット2】船艇の運航能力が向上する。

【アウトプット3】 船艇(巡視艇・小型船)の維持管理能力が向上する。

同プロジェクトのJICA側実施体制は、アウトプット1にかかる活動について、海上保安庁所属短期専門家が担当し、アウトプット2及び3にかかる主な活動は、2020年4月以降に業務実施契約に基づく短期専門家(コンサルタント)が担当する予定である。また、2020年2月中旬から、長期専門家(業務調整/訓練計画策定補助)の派遣が予定されており、現地でDCGとの連絡・調整窓口及び各活動の支援を行う予定である。本調査内容は同プロジェクトとも密接に関わることから、調査方針、内容等について、適宜、同専門家と情報共有しつつ調査を進める。

(9)巡視艇の維持管理

無償資金協力で調達された20m級巡視艇にかかる維持管理は、DCGの予算及び人員により自助努力で行っている。本業務では、20m級巡視艇のスペアーパーツの入手容易性や交換状況、搭載機器のメンテナンス、日常点検や定期点検等の状況を十分に調査し、DCGの維持管理状況を踏まえた上で、本事業で整備予定の30m級巡視艇の仕様や維持管理方策を検討・提案する。なお、前述の技術協力プロジェクトでは、船艇の実践的な維持管理技術を習得するため、主機・ウォータージェット・発電機について各メーカーでのトレーニングプログラムの活用を想定している。

(10)機材の軍事的用途への使用回避の確認等

本事業で整備される機材は、開発協力大綱における「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に基づき、軍事的用途に供するものでないことをジブチ側と確認する。本事業では、使用目的に関わらず機銃等の搭載は想定しないが、本調査を通じて、DCGに対し、巡視艇の引渡し以降にジブチ側都合で機銃等の設置意向の有無について確認し、機銃等の設置意向が確認された場合には、速やかに発注者に報告する。発注者は、受注者の報告及び発注者による現地調査を踏まえ対応方針を検討し、DCGと対応方針を協議・確認するとともに、必要に応じて受注者に対応方針を指示することとする。

また、本事業で整備する巡視艇が、防衛装備移転三原則に基づき、日本政府において審査が必要と判断される場合には、発注者の指示に基づき、同審査に必要となる仕様等にかかる資料を作成することとする。

(11)環境社会配慮の確認

本事業は、ジブチ側から要請のあった巡視艇及び浮桟橋はジブチ港DCG管理区域内に係留及び設置される予定であり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA環境ガイドライン」)に掲げる港湾セクターのうち環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられることから、同ガイドラインに基づくカテゴリーCに分類されている。

(12) 施工時の安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ジブチ国での最近の既往調査報

告書等やジブチ支所からジブチ国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したジブチ国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりジブチ国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてジブチ国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の安全対策に関する情報はジブチ支所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でジブチ支所と協議し、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)が必要な情報についてジブチ支所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずジブチ支所に報告を行う。

5. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査 全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

発注者が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

- (3) 事業の背景・経緯の確認
 - 1) ジブチにおける海上保安にかかる上位計画を確認する。
 - 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
 - 3)本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容およびDCGの保有する船艇及び船艇運航・維持管理の教訓等を確認する。
- (4) 海上保安・船艇運用状況調査
 - 1) 既往資料を活用しつつ、海上犯罪取締り活動、巡視艇の運用指令等海上保安活動の実態調査を行い、海上保安活動実施における課題を確認・整理する。
 - 2) DCGにおける最新の船艇整備計画(他ドナー支援を含む)等を確認するとともに、巡視艇の将来の運用計画を確認する。
 - 3) 将来の運用計画上、巡視艇の配備が計画されている基地・海域等における、 巡視艇の運用体制、施設・設備、人員配置等の現状及び将来計画を確認する。
 - 4)上記1)~3)を踏まえ、本事業で整備される巡視艇に求められる役割、能力、 機能について、DCGの意向を踏まえながら検討する。

(5) 他ドナー支援状況調査

海上保安分野における他ドナー(米国、サウジアラビア等)や国際機関(IMO、IOM等)の協力実績及び予定を確認し、本事業との関連及び重複の有無等を確認する。なお、巡視艇の整備を予定している他ドナー等の支援については、その内容を詳細に調査し、基本的な仕様や支援スケジュール等を確認する。

(6) 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるDCGの組織・権限(上位官庁の設備運輸省(Ministry of Equipment and Transport))との関係含む)・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。また、ジェンダー主流化の観点から、DCGの女性職員の割合、雇用状況等を確認する。

(7) サイト状況調査

現地踏査、聞き取り調査、既往資料の分析により、巡視艇の係留が予定されている ジブチ港内 DCG 使用岸壁区域及び周辺の管理区域区分を含む港湾利用状況等を調 査・確認する。

(8) 自然条件調査(現地再委託可。経費は別見積りとすること。)

本調査にて行う設計、調達計画、積算について必要な精度を確保するため、対象サイトにおいて別紙1に示す自然条件調査を行う。調査の実施に際して、気象・海象調査については、既存記録/データ・資料の収集及びヒアリングにより実施することとする。ただし、調査コスト削減のため、既往資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。なお、自然条件調査については、インセプション・レポートで実施計画を示し、DCGと協議・確認する。

- 気象・海象調査
- 深浅測量
- 地盤調査
- (9) 運航・維持管理体制の確認
 - 1) 海上保安活動に係る実施体制(予算、組織、人員、技術力等)を確認する。
 - 2) 船艇の運航・維持管理予算(船艇修繕費、船艇運航費)について、予算実績と 将来計画を確認し、DCGの維持管理能力を確認する。
 - 3) 既存20m級巡視艇の運航状況及び維持管理状況(搭載機器のメンテナンス、日常点検や定期点検等の実施状況、スペアーパーツの入手容易性や交換状況等)を確認し、これら状況を踏まえた上で、本事業で整備予定の30m級巡視艇の仕様や維持管理方策を検討する。
 - 4)上記を踏まえ、巡視艇の運航・維持管理を行うために必要な人的体制、技術力、 財務力を備えているか確認する。
 - 5) 効率的な運用・維持管理を行うため「予防的保守体制; Preventive Maintenance Policy(PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。

(10)施工・調達事情調査(各種法令・基準、現地調達、第三国調達、サブコンの 技術レベル等)

運輸交通セクター(特に港湾・海事)に関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、運輸交通セクター(特に港湾・海事)及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、ジブチ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件(作業可能時間、海上交通規制計画等)を確認・整理する。

また、本事業で必要となる資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。

なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。 調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

また、JICAの既往案件や、他ドナーによる周辺地域の事例について、調達事情、単価情報等を調査し、本事業との比較を十分に行うこととする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(11) 事業内容の計画策定(概略設計)

上記調査及び発注者との協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計) を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下、設計・積算マニュアル)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、船艇を含む機材コンポーネントの設計については、入札に対応できる精度を確保する。

1)計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、維持管理等についての対応(設計)方針を整理 し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(船艇設計、浮桟橋設計)

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。 なお、浮桟橋の建設位置、形式、材質、係留方法等に関しては、自然条件調査 及び対象船艇の係留目的を踏まえた利便性、安全性、施工および維持管理に係る コスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示 する。また、巡視艇の設計にあたっては、ジェンダー主流化の観点から、男女別 のトイレ、更衣室等の整備を検討する。なお、カウンターパート等に聞き取りを 行う際は、男女双方からヒアリングすること。

- 3) 概略設計図
- 4) 船艇建造/浮桟橋施工計画
 - 建造/施工方針
 - 建造/施工上の留意事項
 - 建造/施工区分(先方負担工事との区分)
 - 建造/施工監理計画
 - · 品質管理計画
 - 資機材等調達計画
 - 実施工程

なお、浮桟橋の施工計画の検討に際しては、仮設構造物、既存海上交通への影響評価、海上交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。浮桟橋の施工監理計画では、設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法(安全、品質、工程管理(含む工事品質管理会議の開催提案))等を記載する。

また、船舶及び浮桟橋を本邦又は第三国で建造する場合、その輸送は貨物船での輸送を想定しているが、輸送計画及び輸送に伴う諸手続きについても概略事業費と共に調査・検討を行う。

(12) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項(便宜供与、新たに整備する係留施設の建設許可の取得、船籍登録等の諸手続き、環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

(13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報はJICAジブチ支所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同支所と協議し、同支所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同支所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相手、内容、連絡先等)も提出する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、提出する。

(14) 事業の維持管理計画策定

先方実施機関の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

(15) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意することとする。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については入札に対応できる精度で積算することとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの機材編・補完編(2017年7月)を参照し、 必要に応じて他の補完編も参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討 概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討することと する。

(16)協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。

(17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、 留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略 設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(19) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①一渡航当たりの連続哨戒(パトロール)可能期間(日)、②堪航性(安全に航行可能な海象条件)(風浪階級)③重点海域(バブ・エル・マンデブ海峡)への年間配備日数(日)等を想定している。これら指標の計測方法を準備調査報告書に記載することとする。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid business.html

(20) 準備調査報告書(案)の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について 発注者と協議する。

(21) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書(案)をジブチ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査報告書等の作成

ジブチ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果 品等を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書

- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 7) 免税情報シート

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、 国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

(1)業務計画書:和文3部

(2) インセプション・レポート: 和文3部

: 仏文3部 : 英文3部

(3)第一次現地調査結果概要 : 和文 3 部

(4) 準備調査報告書(案):和文3部

: 英文3部 : 仏文3部

(5) 概略事業費(無償)積算内訳書:和文2部

(6) 概要資料 : 和文1部

(※完成予想図を含む。)

(7) 準備調査報告書: 和文(製本版) 10 部及びCD-R1 枚

(※完成予想図及び

進捗報告書初版を含む) : 英文(製本版)10部及びCD-R3枚

: 仏文(製本版)10部及びCD-R3枚

:和文(先行公開版)3部及びCD-R1枚

(8)機材仕様書: 和文3部、英文5部、仏文5部

(9) デジタル画像集 : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度)

- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版:2部
- (11)免税情報シート
- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同 条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) については設計・積算マニュアル補完編及び機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。
- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。
- 注4)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式に ついては、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画(案)

2020年6月上旬より第一次現地調査を行い、同年8月上旬に第一次現地調査結果概要を提出する。その後国内解析(積算審査に要する期間を含む)を実施し、2021年2月上旬に第二次現地調査(概略設計説明調査)にて準備調査報告書(案)を先方政府へ説明する。その上で、2021年3月上旬までに準備調査概要資料、2021年5月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

時期	2020						2021						
項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
事前準備													
第一次現地調査													
国内解析													
第二次現地調査 (概略設計説明)													
国内作業													
準備調査概要資料											A		
報告書提出													A

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1)業務量の目途

約16.17M/M (通訳(仏語)約1.27MM含む)

- (2)業務従事者の構成(案)
 - 1)業務主任/船舶建造計画/運航·維持管理計画(2号)
 - 2) 船体設計・艤装設計(3号)
 - 3)機関設計・電気設計
 - 4) 係留施設設計(3号)
 - 5)機材計画/積算
 - 6) 施工計画/積算
 - 7)環境社会配慮/自然条件調査
 - 8) 通訳(仏語)
- 注)業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案することとする。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記することとする。

(3) 通訳

本調査には通訳(仏語)の配置を想定している。その際に計上する経費は直接費のみとする。

また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も必要に応じ認める。

傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載することとする。

3. 関連資料

プロポーザル作成にあたり、以下の公開資料を参考とすること。

(1) 対ジブチ国開発協力方針

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072402.pdf

(2)無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」準備調査報告書」 (2014年)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017306.html

(3)無償資金協力「タジュラ湾海上輸送能力強化計画準備調査準備調査報告書」 (2019年)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041487.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041488.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041489.html

- (4) 技術協力「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3」事前評価表 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019 1900180 1 s.pdf
- 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)
- (1) 第一次現地調査
 - 1) 団員構成:総括、計画管理
 - 2)調査行程:約8日間
 - 3)目的:相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。
- (2) 第二次現地調査(報告書案説明)
 - 1) 団員構成:総括、計画管理
 - 2)調査行程:約8日間
 - 3)目的:準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関する協議議事 録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・ 知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案することとする。なお、これら調査については別見積もりとする。

- (1) 気象・海象調査
- (2) 深浅測量
- (3) 地盤調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこととする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

なお、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。 ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検 討することとする。

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も可とし、最適な方法をプロポーザルにて提案することとする。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、 先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約プロポーザル作成ガイドライン」(2017年4月)の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3)調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めることとする。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4)安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAジブチ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこととする。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

ジブチ国海上保安能力向上計画準備調査にかかる自然条件調査等仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査等は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件、環境状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査等は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調查項目

(1) 気象・海象調査

・調査目的 : 巡視艇の運航及び浮桟橋の設計、設置に必要な自然条件の特性を把

握する

・調査位置 :ジブチ港周辺及びバブ・エル・マンデブ海峡周辺

・調査内容 : 気温、湿度、降水量、風向/風速、波浪、潮流、潮位録等に関して、

既存記録/データ・資料の収集、ヒアリング等を行う。

実施方法 : 直営または現地再委託

・成果品 : 気象・海象調査結果(準備調査報告書に記載)

(2) 深浅測量

・調査目的 : 巡視艇の運航及び浮桟橋の設計、設置に必要な海底の地形情報を把

握する

•調査位置 :巡視艇係留予定地

調査内容 : 海底の現況地形

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 深浅図(明瞭な図を準備調査報告書に掲載する)

(3) 地盤調査

・調査目的 : 浮桟橋の設計、設置に必要な土質の状況を把握する

・調査位置:巡視艇係留予定地(調査深さ-30mまたは良好な基盤層が確認され

るまで×2ヶ所)

調査内容 :ボーリング、標準貫入試験、土質試験等

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 土質調査報告書(明瞭な図を準備調査報告書に掲載する)

位置図

